

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則(平成16年規則第15号。以下「就業規則」という。)
第38条第2項及び国立大学法人兵庫教育大学特定有期雇用教職員就業規則(平成22年規則第2号)第33条第2項
の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)に勤務する教育職員及び事務職員(以下
「教職員」という。)の介護休業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 介護休業等については、この規程に定めのある場合のほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)及びその他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「介護休業」とは、教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態(以下「要介護状態」という。)にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

2 この規程において、「対象家族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(内縁関係を含む。以下同じ。)
- (2) 実父母又は養父母
- (3) 子(実子、養子、教職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、養子縁組里親である職員に託されている子又はその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。)
- (4) 配偶者の実父母又は養父母
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) 孫
- (8) 父母の配偶者
- (9) 配偶者の父母の配偶者
- (10) 子の配偶者
- (11) 配偶者の子
- (12) 前各号に掲げる者のほか、学長が認めた者

3 この規則において「介護部分休業」とは、1日を通じて教職員が国立大学法人兵庫教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規程(平成16年規則第47号。以下「労働時間規程」という。)により定められた所定労働時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、教職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、1時間単位とする休業をいう。

(介護休業の適用除外者)

第3条 次の各号のいずれか(学長と教職員の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。))で定めた場合に限る。)に該当する教職員は、介護休業をすることができない。

- (1) 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに退職することが明らかな者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(介護休業の申出手続)

第4条 介護休業を取得しようとする教職員は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該介護休業開始予定日の1週間前の日までに、介護休業申出書(別紙様式1)を学長に提出しなければならない。

2 前項の申出において、介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日である場合には、学長は当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までのいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。

3 学長は、第1項の申出があった場合には、次の各号に掲げる日までに介護休業を申出た教職員に介護休業取扱通知書(別紙様式2)を交付しなければならない。

- (1) 介護休業の申出が介護休業開始予定日の1週間以上前になされた場合 介護休業開始予定日の2日前
- (2) 前項の規定により介護休業開始予定日を指定する場合 介護休業の申出のあった日の翌日から起算して3日を経過する日(その日が介護休業の申出に係る介護休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、介護休業開始予定日)

4 学長は、介護休業の申出について、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
(介護休業終了予定日の変更)

第5条 介護休業の申出をした教職員は、介護休業終了予定日とされた日の2週間前の日までに、介護休業期間変更申出書(別紙様式3)で学長に申し出ることにより、当該介護休業終了予定日を1回に限り当該介護休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

- 2 学長は、介護休業期間変更の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 学長は、第1項の申出があった場合には、変更前の介護休業終了予定日の1週間前までに教職員に介護休業期間変更通知書（別紙様式4）を交付しなければならない。
- （介護休業中の身分等）

第6条 介護休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（介護休業中の給与）

- 第7条** 介護休業している時間については、その勤務しない1時間につき、国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程（平成16年規程第57号。以下「給与規程」という。）、国立大学法人兵庫教育大学年俸制適用教育職員給与規程（平成27年規程第3号。以下「年俸制給与規程」という。）又は国立大学法人兵庫教育大学新年俸制適用教育職員給与規程（令和2年規程第1号。以下「新年俸制給与規程」という。）に規定する勤務1時間当たりの給与額（給与規程平成22年12月24日改正附則第2項により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、同附則第4項に定める給与額）を減額する。
- 2 前項に規定するほか、介護休業をしている教職員の給与の取扱いについては、給与規程、年俸制給与規程又は新年俸制給与規程で定める。
- （介護休業の申出の撤回）

- 第8条** 介護休業の申出をした教職員は、介護休業開始予定日（第5条第2項の規定により学長が介護休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された介護休業開始予定日）の前日までに、介護休業撤回申出書（別紙様式5）で学長に申し出ることにより、介護休業申出を撤回することができる。
- 2 前項により介護休業の申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業の申出については、1回に限り再度の申出をすることができる。
- 3 学長は、前項の申出があった場合には、教職員に介護休業撤回確認通知書（別紙様式6）を交付しなければならない。
- （介護休業期間）

第9条 介護休業を取得できる期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（期間を定めて雇用される者（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。）又は就業規則第19条の規定に基づき雇用される者は除く。）にあっては、通算して93日。）を超えない範囲内で指定する期間（以下、「指定期間」という。）内で、介護休業申出書により申し出た期間とする。

（介護休業の終了）

- 第10条** 介護休業を取得している教職員が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第3号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。
- (1) 介護休業に係る対象家族が死亡した場合
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になった場合
- (3) 介護休業をしている教職員が産前産後休暇期間となった場合
- (4) 介護休業をしている教職員が新たに介護休業又は育児休業を取得した場合
- (5) 介護休業をしている教職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- 2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、介護状況変更届（別紙様式7）を学長に提出しなければならない。
- （職務復帰）

第11条 教職員は、前条第1項各号に該当することにより介護休業が終了した場合（前条第1項第5号に該当した教職員が当該事由が終了した後、引き続き介護休業を取得する場合を除く。）又は介護休業期間が満了したときには、職務に復帰するものとする。

（介護部分休業の適用除外者）

第12条 継続して雇用された期間が1年に満たない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の教職員は、労使協定により適用除外とされた場合は介護部分休業を行うことができない。

（介護部分休業の申出）

- 第13条** 介護部分休業を取得しようとする教職員は、介護部分休業を開始しようとする日の1週間前の日までに、介護部分休業申出書（別紙様式8）を、学長に提出しなければならない。
- 2 前項の申出は、必要な期間を包括して申し出なければならない。
- 3 学長は、介護部分休業の申出について、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- （他の休暇との関係）

- 第14条** 教職員は、介護部分休業の前後において、労働時間規程に規定する年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の取得を請求する場合には、介護部分休業を取り消さなければならない。
- 2 前項の取り消し手続は、新たに取得を希望する休暇の承認がされたことをもって、介護部分休業も取り消されたものとして取り扱う。
- （介護部分休業期間）

第15条 介護部分休業を取得できる期間は、教職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必

要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、介護部分休業申出書により申し出た期間とする。

（介護部分休業期間の終了）

第16条 介護部分休業を取得している教職員が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、介護部分休業はその事由が生じた日（第3号から第5号までについては、その前日）をもって終了する。

- (1) 介護部分休業に係る対象家族が死亡した場合
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、介護休業申出に係る対象家族を介護することが困難な状態になった場合
- (3) 介護部分休業をしている教職員が産前産後休暇期間となった場合
- (4) 介護部分休業をしている教職員が新たに介護休業又は育児休業を取得した場合
- (5) 育児休業をしている教職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- (6) 教職員が要介護者と同居しなくなった場合

2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、介護状況変更届を学長に提出しなければならない。

（介護部分休業中の給与）

第17条 介護部分休業している時間については、その勤務しない1時間につき、給与規程に規定する勤務1時間当たりの給与額（給与規程平成22年12月24日改正附則第2項により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、同附則第4項に定める給与額）、年俸制給与規程又は新年俸制給与規程に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に規定するほか、介護部分休業をしている教職員の給与の取扱いについては、給与規程、年俸制給与規程又は新年俸制給与規程で定める。

（不利益取扱いの禁止）

第18条 教職員は、介護休業又は介護部分休業を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日改正）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。この場合において、第2条第2項第3号中「養子縁組里親である職員に託されている子」とあるのは、平成29年3月31日までは「里親である教職員に委託されており、かつ、当該教職員が養子縁組によって養親となることを希望している子」と読み替えて適用する。

附 則（令和2年3月13日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月 日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

介護休業申出書

請求年月日 年 月 日

国立大学法人兵庫教育大学長 殿

 申出者 所 属
 職 名
 氏 名

次のとおり介護休業を申し出ます。

1. 申出に係る対象家族	氏 名	
	続 柄	
	同居・別居の別	☐ 同居 ☐ 別居
	介護が必要となった時期	年 月 日
2. 連続する6月の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
3. 対象家族の状態及び具体的な介護内容		
4. 介護休業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ☐ 毎日 ☐ その他 () 合計日数 日	
5. 既に介護休業又は介護部分休業した期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ☐ 毎日 ☐ その他	
6. 備 考		

(注)

「連続する6月の期間」については、初めて介護休業する(した)開始日を起算日とする6月を記入することとし、既に介護休業又は介護部分休業をしたことがある者については、当該介護休業又は介護部分休業の開始日が起算日となる。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
申出日の翌日から1週間を経過する日	年 月 日
申出のあった介護休業開始予定日	年 月 日

(別紙様式2)

介護休業取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人兵庫教育大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申出のありました介護休業の期間を下記のとおり取扱いますので、通知します。

記

介護休業期間 年 月 日から 年 月 日まで

(別紙様式3)

介護休業期間変更申出書

申出年月日 年 月 日

国立大学法人兵庫教育大学長 殿

(申出者) 所属

職名

氏名

国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程第6条第1項に基づき、年 月 日付けで申出を行った介護休業の期間を下記のとおり変更することを申し出ます。

記

変更前の介護休業期間

年 月 日 から 年 月 日まで

変更後の介護休業期間

年 月 日 から 年 月 日まで

(別紙様式4)

介護休業期間変更通知書

年 月 日

殿

国立大学法人兵庫教育大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申出のありました介護休業期間の変更については、下記のとおり取扱いますので、通知します。

記

変更前の介護休業期間

年 月 日 から 年 月 日まで

変更後の介護休業期間

年 月 日 から 年 月 日まで

介護休業撤回申出書

申出年月日 年 月 日

国立大学法人兵庫教育大学長 殿

(申出者) 所属.....
職名.....
氏名.....

国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程第 9 条第 1 項に基づき、 年 月 日付けで申出を行った介護休業の撤回を申し出ます。

介護休業撤回確認通知書

年 月 日

殿

国立大学法人兵庫教育大学長
○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申出のありました介護休業の撤回については、申出のとおり取扱いますので、通知します。

介護状況変更届

届出年月日 年 月 日

国立大学法人兵庫教育大学長 殿

(届出者) 所属.....

職名.....

氏名.....

介護休業
次のとおり 介護休業 に係る対象家族の介護状況について変更が生じたので、届け出ます。
介護部分休業

1 届出の事由

- ☐ 介護休業に係る対象家族が死亡した。
- ☐ 介護休業に係る対象家族を負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、介護休業開始日とされた日の翌日から起算して6月が経過する日までの間、介護することが困難な状態となった。
- ☐ 産前産後休暇となった。
- ☐ 新たな介護休業又は育児休業を取得した。
- ☐ 休職又は停職の処分となった。
- ☐ その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

介護部分休業申出書

請求年月日 年 月 日

国立大学法人兵庫教育大学長 殿

請求者 所 属
職 名
氏 名

次のとおり介護休業を申し出ます。

1. 申出に係る対象家族	氏 名	
	続 柄	
	同居・別居の別	☐ 同居 ☐ 別居
	介護が必要となった時期	年 月 日
2. 連続する6月の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3. 対象家族の状態及び 具体的な介護内容		
4. 介護休業期間	年 月 日から 年 月 日まで 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 ☐ 毎日 ☐ その他 () 合計時間数 時間 分	
5. 既に介護休業又は介 護部分休業した期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ☐ 毎日 ☐ その他	
6. 備 考		

(注)

「連続する6月の期間」については、初めて介護部分休業する(した)開始日を起算日とする6月を記入することとし、既に介護部分休業又は介護休業をしたことがある者については、当該介護部分休業又は介護休業の開始日が起算日となる。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
申出のあった介護部分休業開始予定日	年 月 日

[illegible]